

入札説明書

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加するものは、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 財第 6342 号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成 14 年 6 月 17 日付け 14 監第 813 号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。
- (4) 業務の内容が測量業務である場合は、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）の規定による測量業者の登録を受けている者であり、測量法の規定に基づく営業の停止期間中の者でないこと。
- (5) 業務の内容が不動産鑑定業務である場合は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）の規定による不動産鑑定業者の登録を受けている者であり、不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づく業務の停止期間中の者でないこと。
- (6) 業務の内容が建築設計業務である場合は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の規定による建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (11) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2 入札参加手続等

(1) 設計図書等に対する質問について

設計図書等に対する質問は、競争入札設計図書等に関する質問書（様式第 2 号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

(2) 現場説明会は行わない。

3 入札等

(1) 公告、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、現場等を熟知のうえ入札書を提出すること。

(2) 公告が掲載されているホームページの「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

(3) 代理人による入札書の提出

ア 代理人による入札の場合は、入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、確認を受けること。

イ 応募する者は、次に該当する者を入札書提出の代理人にしてはいけない。

ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

ウ) 契約の相手方が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ) 上記ア)からオ)のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ク 応募する者又は入札書提出の代理人が、当該入札書提出に対する他の応募者の代理をすることはできない。

(4) 入札書等を提出した後の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(5) 入札回数は原則として、3回までとする。

(6) 入札書のあて先は、「福島県」とすること。

(7) くじによる順位の設定

有効な入札書のうち、最低価格となる入札書提出者が複数あり、順位の設定ができない場合は、「くじ」によりその順位を設定する。

4 入札の条件等

契約の相手方の決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 資格審査書類の提出

(1) 公告、設計図書（仕様書を含む。）、金抜き設計書、現場及び「資格審査書類作成

ガイドライン」等を熟知のうえ以下の書類を提出すること。

提出期限

令和3年7月8日(木)

提出書類

「資格審査書類作成ガイドライン」に示す技術資格審査書及び資格確認書
一般競争入札参加資格確認申請書(様式5)

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式5の2)

役員一覧(様式5の3)

<提出先>

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県農林水産部農林総務課(福島県庁西庁舎5階)

電話 024-521-7394 FAX024-521-7945

なお、郵送による提出を可とする。

6 開札等に関する事項

(1) 入札結果の公表及び方法について

ア 入札結果の公表は、契約日から1週間以内に行う。

イ 公表は、福島県ホームページにおいて行う。

7 入札参加資格要件等の審査に関する事項

(1) 入札参加不適合の通知

入札参加希望者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該入札参加希望者に理由を付して一般競争入札参加資格不適合通知書により通知する。

(2) 入札参加資格不適合理由の請求

ア 入札参加資格のない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して3日以内に書面により提出しなければならない。

ウ イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して6日以内に書面により回答するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア 入札参加者は、次により入札保証金を納付すること。

ア) 入札保証金の額は、入札金額の100分の3以上の額であること。

イ) 入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供(以下「入札保証金」の納付等という。)は開札の時までに行うこと。

ウ) 入札保証金の納付等を行おうとする競争参加者にあつては、事前に上記5(1)

の資格確認申請書の提出先に連絡のうえ指示を受けること。

イ 財務規則第249条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合、入札保証金の一部又は全部を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式6）を、令和3年7月8日（木）までに提出しなければならない。

<提出先>

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林総務課（福島県庁西庁舎5階）
電話 024-521-7394 FAX024-521-7945

なお、郵送による提出を可とする。

ウ 入札保証金の納付及び還付については、福島県財務規則に定めるところによる。

（2）契約保証金

落札者は契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金の納付は、福島県財務規則第228条第2項の規定による担保の提供をもって代えることができ、福島県財務規則第229条第1項第1号から第4号（別記2）の規定のいずれかに該当する場合は免除する。

9 入札書の無効等

（1）入札書は、次に掲げる場合又は公告に掲げる条件に違反した場合、無効とする。

ア 鉛筆書きによる入札書

イ 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書

ウ あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書

エ 日付がない又は公告日から入札書の提出日までの期間内の日付となっていない入札書

オ 委託名、委託箇所のいずれかが記載されていない入札書

カ 委託名、委託箇所のいずれかが公告と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であって意思表示が明確であるものを除く。）

キ 郵便により提出された入札書

ク 委任状を持参しない代理人が提出した入札書

ケ 同一事項の入札書の提出について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した入札書

コ 同一人が同一事項に対して2通以上の入札書を提出した場合において、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書

サ 福島県入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された場合の入札書

（2）入札制度等監視委員会において談合の事実が確認されなかった場合であっても、談合の疑いが払拭できないとされた場合は、その入札書を無効とする。

10 その他

（1）入札の取りやめ等

応募者が不穩の行動をなす等の場合において、契約の相手方の決定を適正に行うこ

とができないと認められるときは、当該応募者の参加を認めない、又は入札書の提出日の延期、若しくは取りやめることがある。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、入札参加資格制限を行うことがある。

(3) 書類は原則としてA4判とすること。

別記 1

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) から (4) まで （略）

2 （略）

別記 2

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) (略)

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) (略)

(4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(略)

(5) から (18) まで (略)

2 (略)